

『行政手続コスト』削減のための基本計画」等に対する意見

日本税理士会連合会

『行政手続コスト』削減のための基本計画」等について、下記の通り意見します。

記

I 財務省及び総務省が公表した基本計画における「2 削減方策」に掲げる項目に対する意見**(1) 大法人の電子申告の利用率の向上について**

意見なし

(2) 中小法人の電子申告の利用率の向上について

中小法人は電子申告の利用率 85%以上（地方税は 70%以上）と目標を定め、更に、将来的に電子申告の義務化を前提として利用率 100%を掲げているが、これまで電子申告を利用したことのない事業者の多くは、電子申告を行うためのシステムの構築や更新作業等が必要となり、事業者に対応の費用負担が求められる。

については、利用率を上げるために、例えば、消費税の軽減税率に際して、中小企業庁では補助金制度を導入しているが、このようなインセンティブを与えてはどうか。

(3) 電子納税の推進について

ダイレクト納付については、国税単独で検討するのではなく、地方税における電子納税の普及と併せて検討すべきである。地方税の電子納税が普及することにより、連動してダイレクト納付の普及も進むと思われる。また、中小法人の電子納税の普及を前提とした場合、電子納税は税理士の代理送信と連結する必要があると考えられ、地方税の電子納税は国税と同様の対応となるべきである。

(4) e-Tax・eLTAXの使い勝手の大幅な改善について**i) 受付時間の更なる拡大について**

e-Tax と eLTAX の受付時間を拡大する際には、利用者が享受できる利便性を最大にするために、e-Tax 及び eLTAX の受付時間に差異が生じないよう取り組まれない。

ii) e-Tax のメッセージボックスの閲覧方法について（国税）

平成 31 年 1 月に実施される e-Tax 利用の簡便化に伴って、個人情報を含む重要情報を保護するために個人納税者、税理士及び税理士法人が自らの利用者識別番号に紐付け

られたメッセージボックスを閲覧するときに電子証明書による認証が必要となることが発表された。

メッセージボックスの閲覧に電子証明書の認証が必要となることにより、①協議派遣方式による税務支援対象者など電子証明書を有していない者は自らのメッセージボックスを閲覧することができなくなる、②ダイレクト納付は受信通知から手続を開始するため、電子証明書を有していない納税者はダイレクト納付を行うことができなくなり、電子納税の妨げになる、③税理士事務所及び税理士法人の円滑な運営に支障を与えるとといった課題がある。

個人情報等を保護するためにメッセージボックスのセキュリティを向上させることは理解できるが、電子証明書による認証を行うことで起きうる課題を解決したうえで、利用者の利便性を損なうことなく運用されたい。

iii) 認証手続等の簡便化について

認証手続等々の簡便化に係る記載があるが、税理士による代理送信等の手続は現行の方式を維持すべきである。

そのうえで、代理送信時に使用可能な電子証明書は、税理士資格を有することの証明ができるものに限定するべきである。

(5) 国税と地方税の情報の連携の徹底について

ワンストップ原則の下、法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除など国税と地方税との情報連携を強化していくことが盛り込まれている。

更なる利便性の向上のため、今後も e-Tax と eLTAX のソフト間の連携や仕様の共通化を進めていただきたい。

II その他行政手続の簡素化に向けた意見

(1) 税制に係る説明の情報発信のワンストップ化について

現在、我が国には、租税特別措置法等により、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う様々な措置（以下「政策税制措置」という。）が存在するが、その適用要件や手続等は複雑であり、事業者はもとより、税務の専門家である税理士であっても、これらを正確に理解するためには、相応の時間や手間を要することとなる。

こうした状況に拍車をかけている要因として、特に政策税制措置に係る説明が関係省庁のホームページに分散あるいは重複して掲載されていることが挙げられる。例えば、かつての雇用拡大税制の制度説明は国税庁ホームページに掲載される一方、手続の説明については厚生労働省のホームページに掲載されていた。また、最近の研究開発税制や役員報酬に係る制度の説明は国税庁ホームページより経済産業省ホームページの方が具体的で詳細な記述となっている。

事業者の利便に資するべく、関係省庁間における連携の強化を図り、各ホームページ

情報のリンク方法を工夫し、場合によっては一カ所に集約するなど、制度説明に係る情報発信をワンストップ化すべきである。

（２）個人住民税への対応について

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について確定申告が不要となっても個人住民税の申告を要する場合や上場株式の配当等について所得税と異なる課税方式を選択したときに個人住民税の申告を要する場合があるが、申告は紙媒体で行わなければならない。

このように、個人住民税の電子申告をすることができない状態にあることは、平成 29 年 3 月 29 日に規制改革推進会議行政手続部会が決定した「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」のデジタルファースト原則に反するものであると同時に利用者の利便性を阻害する要因となることから、早急に電子申告に対応する必要がある。

（３）地方税の電子申告における個人番号の本人確認について

eLTAX で個人番号が記載された申告・申請・届出を行う場合に本人確認（番号確認）のために通知カード等の PDF ファイルの送信をすることになると、eLTAX の利用者にとって大きな負担となり、電子申告を止めて紙での申告に逆行することが予想される。

加えて、添付書類も含めて電子化の徹底を図るデジタルファースト原則の下で行政手続コストを削減する方針から外れるものであり、個人番号の本人確認書類として通知カード等の PDF ファイルの送信は不要とすべきである。